

埼玉県道路公社定款

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 役員及び職員（第6条—第12条）
- 第3章 業務及びその執行（第13条・第14条）
- 第4章 道路の整備に関する基本計画（第15条）
- 第5章 基本財産の額その他資産及び会計（第16条—第22条）
- 第6章 雑則（第23条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この道路公社は、埼玉県の区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を総合的かつ効率的に行なうこと等により、この地域の地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与することを目的とする。

（名称）

第2条 この道路公社は、埼玉県道路公社と称する。

（設立団体）

第3条 この道路公社の設立団体は、埼玉県とする。

（事務所の所在地）

第4条 この道路公社は、主たる事務所を埼玉県さいたま市に置く。

（公告の方法）

第5条 この道路公社の公告は、埼玉県県報に掲載して行なう。

第2章 役員及び職員

(役員)

第6条 この道路公社に、役員として、理事長1名、理事3名以内及び監事1名を置く。

2 前項の役員のほか、役員として、副理事長を置くことができる。

(役員職務及び権限)

第7条 理事長は、この道路公社を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、この道路公社を代表し、理事長が定めるところにより、理事長を補佐してこの道路公社の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3 理事は、理事長が定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐してこの道路公社の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行なう。

4 監事は、この道路公社の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長、国土交通大臣又は埼玉県知事に意見を提出することができる。この場合において、国土交通大臣に意見を提出したときは、遅滞なく、その内容を埼玉県知事に、報告しなければならない。

(役員任命)

第8条 理事長及び監事は埼玉県知事が任命する。

2 副理事長及び理事は、理事長が埼玉県知事の認可を受けて任命する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員兼任の禁止)

第10条 理事長、副理事長又は理事は監事を、監事は理事長、副理事長又は理事を兼ねることができない。

(職員任命)

第11条 この道路公社の職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員兼職の禁止)

第12条 役員及び職員は、任命権者の許可を受けなければ営利を目的とする団体の役員となり、又はみずから営利事業に従事してはならない。

第3章 業務及びその執行

(業務の範囲)

第13条 この道路公社は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行なう。

- (1) 埼玉県区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる道路（道路法（昭和27年法律第180号）に規定する道路のうち高速自動車国道を除く。以下第15条において同じ。）の新設、改築、維持、修繕、道路法第13条第1項に規定する災害復旧その他の管理を行なうこと。
- (2) 国、地方公共団体、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社若しくは他の地方道路公社（以下「国等」という。）の委託に基づき前号の道路の管理と密接な関連のある道路（道路法第3条に規定する道路をいう。以下第6号において同じ。）の管理を行ない、又は委託に基づき土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づく土地区画整理事業のうち地方道路公社法施行令（昭和45年政令第202号。以下「施行令」という。）第3条で定めるものを行なうこと。
- (3) 第1号に規定する地域において、その利用について料金を徴収することができる自動車駐車場の建設及び管理を行なうこと。
- (4) 第1号の道路の円滑な交通を確保するために必要な休憩所その他の施行令第4条で定める施設の建設及び管理を行なうこと。
- (5) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行なうこと。
- (6) 前各号の業務の遂行に支障のない範囲内で、国等の委託に基づき、道路に関する調査、測量、設計、試験及び研究を行なうこと。

2 この道路公社は、前項の業務のほか、埼玉県知事の認可を受けて次の業務を行なう。

- (1) 前項第1号の道路で高架のもの新設又は改築と一体として建設することが適当であると認められる事務所、店舗、倉庫その他施行令第5条で定める施設（以下「事務所等」という。）を建設し、及び管理すること。
- (2) 委託に基づき、前項第1号の道路で高架のもの新設又は改築と一体として建設することが適当であると認められる事務所等を建設し、及び管理すること。

(3) 前2号に掲げる業務に附帯する業務を行なうこと。

(業務方法書)

第14条 この道路公社の業務の運営に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書の定めるところによる。

第4章 道路の整備に関する基本計画

(道路の整備に関する基本計画)

第15条 この道路公社は、次の路線に係る道路を新設し、又は改築して料金を徴収する。

路 線 名	管 理 区 間
一般国道463	埼玉県さいたま市緑区芝原3丁目付近から さいたま市緑区大字大崎付近まで
一般国道140号	埼玉県大里郡寄居町大字風布付近から 埼玉県秩父郡皆野町大字皆野付近まで
埼玉県道越谷流山線 千葉県道越谷流山線	埼玉県三郷市前間付近から 千葉県流山市三輪野山付近まで

第5章 基本財産の額その他資産及び会計

(基本財産の額)

第16条 この道路公社の基本財産の額は、120億5,800万円とし、埼玉県並びに千葉県の出資の額は、次のとおりとする。

埼玉県 112億1,800万円

千葉県 8億4,000万円

(事業年度)

第17条 この道路公社の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(予算等の作成)

第18条 この道路公社は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該

事業年度の開始前に、埼玉県知事の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(決算)

第19条 この道路公社は、毎事業年度の決算を翌年度の5月31日までに完結しなければならない。

(財務諸表及び決算報告書)

第20条 この道路公社は、毎事業年度、前事業年度の決算完結後2箇月以内に財務諸表を作成し、監事の監査を経て埼玉県知事に提出しなければならない。

2 この道路公社は、前項の規定により財務諸表を提出するときは、これに、地方道路公社法施行規則（昭和45年建設省令第21号）第16条及び第17条で定める事項を記載した当該事業年度の決算報告書を添付し、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならない。

(利益及び損失の処理)

第21条 この道路公社は、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、前事業年度からの繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、準備金として整理しなければならない。

2 この道路公社は、毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、前項の規定による準備金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(余裕金の運用)

第22条 この道路公社は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- (1) 国債、地方債その他国土交通大臣の指定する有価証券の取得
- (2) 銀行その他国土交通大臣の指定する金融機関への預金
- (3) その他国土交通省令で定める方法

第6章 雑 則

(運用に関する細則)

第23条 この道路公社の運営に関して必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、理事長の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1 この定款は、この道路公社の設立の日から施行する。

(最初の役員の任期)

2 この道路公社の最初の役員の任期は、第9条第1項の規定にかかわらず、それぞれ任命権者が定める。

(最初の事業年度)

3 この道路公社の最初の事業年度は、第17条の規定にかかわらず、この道路公社設立の日から昭和47年3月31日までとする。

(最初の事業年度の予算等)

4 この道路公社の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、この道路公社の設立後遅滞なく埼玉県知事の承認を受けなければならない。

附 則

この定款は、昭和47年 7月26日から施行する。

附 則

この定款は、昭和48年 3月27日から施行する。

附 則

この定款は、昭和48年10月20日から施行する。

附 則

この定款は、昭和48年11月15日から施行する。

附 則

この定款は、昭和49年 3月15日から施行する。

附 則

この定款は、昭和49年10月18日から施行する。

附 則

この定款は、昭和50年 3月29日から施行する。

附 則

この定款は、昭和50年11月20日から施行する。

附 則

この定款は、昭和52年 9月 1日から施行する。

附 則

この定款は、昭和53年 3月31日から施行する。

附 則

この定款は、昭和54年 3月31日から施行する。

附 則

この定款は、昭和55年 1月14日から施行する。

附 則

この定款は、昭和56年 3月31日から施行する。

附 則

この定款は、昭和56年 5月15日から施行する。

附 則

この定款は、昭和57年 3月31日から施行する。

附 則

この定款は、昭和57年10月29日から施行する。

附 則

この定款は、昭和58年 8月23日から施行する。

附 則

この定款は、昭和60年 1月30日から施行する。

附 則

この定款は、昭和61年 3月28日から施行する。

附 則

この定款は、昭和61年 7月21日から施行する。

附 則

この定款は、昭和62年 6月17日から施行する。

附 則

この定款は、昭和62年12月24日から施行する。

附 則

この定款は、平成 元年 1月19日から施行する。

附 則

この定款は、平成 元年 1 2 月 2 5 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 2 年 1 2 月 2 6 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 4 年 1 月 3 0 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 5 年 3 月 1 6 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 6 年 2 月 2 3 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 7 年 3 月 2 8 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 7 年 1 1 月 2 1 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 8 年 3 月 1 5 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 8 年 8 月 2 6 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 9 年 3 月 2 8 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 9 年 1 1 月 2 8 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 1 0 年 3 月 3 0 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 1 0 年 6 月 2 3 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 1 1 年 3 月 2 4 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 1 1 年 1 2 月 2 4 日から施行する。

附 則

この定款は、平成12年12月22日から施行する。

附 則

この定款は、平成14年2月25日から施行する。

附 則

この定款は、平成15年1月29日から施行する。

附 則

この定款は、平成15年5月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成16年2月10日から施行する。

附 則

この定款は、平成16年12月3日から施行する。

附 則

この定款は、平成17年1月26日から施行する。

附 則

この定款は、平成18年5月30日から施行する。

附 則

この定款は、平成19年9月28日から施行する。

附 則

この定款は、平成21年8月1日から施行する。

附 則

1 この定款は、平成24年5月21日から施行する。

2 この定款の施行の際に、現に役員である者の任期及び当該役員の補欠の役員の任期は、改正後の9条の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

この定款は、平成30年7月31日から施行する。

附 則

この定款は、平成31年3月29日から施行する。

附 則

この定款は、令和2年4月30日から施行する。

附 則

この定款は、令和3年 4月12日から施行する。

附 則

この定款は、令和3年 7月29日から施行する。

附 則

この定款は、令和4年 4月 7日から施行する。